

**令和 8 年度  
アイドリングストップ支援機器導入促進助成金交付要綱**

令和 8 年 4 月 20 日 制定  
一般社団法人兵庫県トラック協会

**(事業趣旨)**

第 1 条 一般社団法人兵庫県トラック協会(以下、「兵ト協」という。)は、地球温暖化防止対策のためのCO<sub>2</sub>を始めとする温室効果ガスの削減及び省エネルギー対策の一環としてアイドリングストップ励行を支援するため、公益社団法人全日本トラック協会(以下、「全ト協」という。)と協調し、アイドリングストップ支援機器(以下、「機器」という。)の導入に対して助成金を交付する。

**(助成対象)**

第 2 条 兵ト協の会員が、兵庫県内の事業所で保有する事業用車両に装備する機器。

2 助成の対象とする機器は、次の(1)(2)いずれにも該当するもの。

(1) トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器で下記の①～④に掲げる機器。

① 電気式の毛布、マット又はベッド(外部電源対応機器は除く。)

② 蓄冷式クーラー

③ エアヒータ(全ト協との協調助成)

④ 車載バッテリー式冷房装置(全ト協との協調助成)

※ ①は購入のみを対象とし、②～④は購入(一括・割賦)またはリースを対象とする。

(2) 当年度に事業用貨物自動車用として新たに導入(装着)した機器。但し、中古品及びレンタル品は助成の対象としない。

**(交付額及び上限等)**

第 3 条 兵ト協は会員が機器を導入した場合、導入価格の 2 分の 1 以内の額を助成する。但し、1 機器当りの助成上限額及び 1 会員へ助成する導入機器数の上限は、それぞれ次の表に定めた額及び数とする。

**○兵ト協助成**

機器の種別	助成額	1 機器の助成上限額	1 会員の導入上限数
①電気式の毛布、マット又はベッド ※外部電源対応機器を除く。	導入価格の 1/2 (工賃・消費税除く)	20,000 円	なし
②蓄冷式クーラー		70,000 円	1 機

**○兵ト協・全ト協協調助成 (別途定める指定機器に限る)**

③エアヒータ	導入価格の 1/2 (工賃・消費税除く)	60,000 円	各 3 機
④車載バッテリー式冷房装置		60,000 円	

2 第 2 条 2 項に定める機器のうち、③④については、別途全ト協が定める指定機器の導入に対して全ト協と協調助成するものとし、兵ト協は 1 会員の導入上限数を除き、全ト協交付要件と同条件で助成金を交付する。

3 1 会員における助成金交付総額の上限は、第 2 条 2 項に定める機器のうち、①②合わせて 30 万円とする。

- 4 導入価格には、機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとする。但し、取付工賃や消費税は含めない。
- 5 国等から補助金を交付された機器に対しては助成の対象としない。

#### (交付申請)

第4条 会員は、様式「アイドリングストップ支援機器導入促進助成交付申請書」に次の書面を付けて、兵ト協会長に対して助成金の交付申請を行う。

- (1) 領収書など支払いの完了を証する書類(写)  
割賦による導入の場合は、割賦販売契約書(写)
- (2) 請求書(写)
- (3) 機器取付け完了を証する書類 ※電気式の毛布、マット又はベッド導入は提出不要
- (4) 機器を使用する車両の車検証(写) ※電気式の毛布、マット又はベッド導入は提出不要
- (5) リースによる導入の場合にリース契約書(写)
- (6) リースによる導入の場合に仕様明細書など機器型式・単価等が分かる書類(写)

#### (交付申請期間)

第5条 前条の助成金交付申請期間は、令和8年4月1日から令和9年3月10日までとする。但し、申請期間中であっても助成額が予算枠に達した時点で受付を終了する。

#### (助成金の交付)

第6条 兵ト協は、会員から申請があったときは、その内容を精査し、条件に適合すると認めるときは、会員に対して助成金を交付する。また、協調助成の申請については、全ト協交付要綱に基づき実績報告書を全ト協へ提出のうえ、全ト協会長に対して助成金の請求を行うものとし、全ト協から助成金の入金があったときは、兵ト協助成金とあわせて会員に対して助成金を交付する。

#### (機器の処分制限)

第7条 会員は、助成金の交付対象となった機器が、装着の日から起算して次に定める期間を経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。

- (1) 電気式毛布、マット又はベッド 1年
- (2) その他の機器 6年

2 会員は、前項による処分を行ったときは、速やかに兵ト協へ報告しなければならない。

#### (助成金の返還)

第8条 兵ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

また、助成金の交付を受けた会員は、後に虚偽等の事実が判明した場合には、速やかに兵ト協に報告し、助成金を返還しなければならない。

- (1) この要綱その他兵ト協が定める事項に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

#### (報告)

第9条 兵ト協は、この要綱に定める助成制度に関して、会員に必要な報告を求めることができる。

#### (その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、兵ト協が別途これを定める。

(附 則)

本要綱は、令和8年4月1日より適用する。